

旭川工業高等専門学校における毒物及び劇物の管理に関する規則

制定	平成10. 8. 21達第 7 号	
改正	平成11. 4. 1 達第 7 号	平成19. 3. 13達第63号
	平成19. 7. 10達第 3 号	平成21. 3. 10達第18号
	令和 2. 3. 17規則第52号	
	令和 3. 9. 21規則第36号	

旭川工業高等専門学校における毒物及び劇物の管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 2 条に規定する毒物及び劇物（以下「毒物等」という。）の管理については、法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括責任者)

第 2 条 本校に、毒物等の管理状況の把握及び安全管理の適正化に関する総括的な業務を行わせるため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、事務部長をもって充てる。

(管理責任者)

第 3 条 本校に、各学科及び人文理数総合科、技術創造部並びに事務部における毒物等の管理を統括させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各学科及び人文理数総合科においては各学科長及び科長、技術創造部においては技術創造部長、事務部においては各課長をもって充てる。

3 管理責任者は、毒物等の保管及び使用状況を把握し、必要に応じ、使用責任者に対して指導・助言を行うものとし、安全管理に努めなければならない。

(使用責任者)

第 4 条 管理責任者は、各学科及び人文理数総合科、技術創造部並びに事務部において、毒物等を保管及び使用する者を使用責任者として指定するものとする。

2 管理責任者は、使用責任者の指定又は指定取消しを行ったときは、速やかに毒物等使用責任者届出書（別記様式第 1 号）により、校長に届け出なければならない。

(使用責任者の遵守事項)

第 5 条 使用責任者は、毒物等の保管及び使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 毒物等を本校の業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 毒物等が盗難又は紛失したときは、直ちに管理責任者を經由して、総括責任者に報告しなければならない。

(3) 毒物等の保管又は使用により事故が発生した場合又は事故が発生するおそれがある場合は、直ちに管理責任者を經由して、総括責任者に報告するとともに、事故の拡大を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(4) 毒物等の飛散、漏出等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(5) 毒物等を受入れ又は払出し（使用）するときは、その都度、移動内容を一品目ごとに、毒物等受払簿（別記様式第 2 号）に記録しなければならない。

(毒物等の保管方法)

第 6 条 使用責任者は、毒物等の保管及び管理について、次に掲げる事項により、適正化に努めなければならない。

(1) 毒物等の保管庫は、金属ロッカー等により専用とし、一般の薬品とは別に保管す

ること。

- (2) 毒物等の保管庫は、盗難等の防止のため施錠し、鍵は使用責任者が責任を持って保管すること。
- (3) 毒物等の保管庫及び容器の設置は、地震等の災害に備えた措置を講じること。
- (4) 毒物等の保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。
- (5) 今後使用の見込みがない毒物等については、他の使用責任者へ移管又は廃棄処分等の措置を講じること。
- (6) 使用責任者の指定を取り消された場合は、保管する毒物等を他の使用責任者へ移管又は廃棄処分等の措置を講じること。

(管理状況の点検)

第7条 使用責任者は、毒物等の管理状況について管理責任者の検証を受けた上、毎年5月末日までの毒物等受払簿の写しを、速やかに総括責任者に提出しなければならない。

2 総括責任者は、前項の規定に基づき、使用責任者から毒物等受払簿の写しの提出を受けたときは、6月末日までに当該毒物等受払簿に基づき、毒物等の在庫量及び管理状況等について点検（以下「点検」という。）を行い、その結果を毒物等管理に関する点検結果報告書（別記様式第3号）により、校長に報告しなければならない。

3 使用責任者が指定取消しになった場合又は校長が必要と認める場合は、その都度、前2項に準じて点検及び報告を行わなければならない。

4 総括責任者が点検を行うときは、使用責任者は、当該点検に協力しなければならない。
(改善措置)

第8条 校長は、前条の規定に基づき提出された点検の報告に改善すべき事項があるときは、管理責任者を經由して使用責任者に改善措置を求めるものとする。

2 管理責任者及び使用責任者は、前項の規定により改善措置が求められたときは、総括責任者と協議の上、速やかに是正措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成10年8月21日から施行する。

附 則（平成11. 4. 1 達第7号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第63号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 7. 10 達第3号）

この規程は、平成19年7月10日から施行する。

附 則（平成21. 3. 10 達第18号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第52号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 9. 21 規則第36号）

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

記様式第1号（第4条関係）

（元号） 年 月 日

毒物等使用責任者届出書

旭川工業高等専門学校長 殿

管理責任者
（学科等名）
（氏 名）

下記のとおり毒物等の使用責任者を指定（指定取消し）しましたので届け出ます。

記

1 使用責任者名

2 保管庫の設置場所

3 保管庫番号

4 その他

（1）指定（指定取消し）の理由

（2）指定取消しの場合は、残薬品の処理（「毒物等受払簿」を添付）

（3）その他参考事項

別記様式第3号（第7条関係）

毒物等管理に関する点検結果報告書

管 理 責 任 者 _____

使 用 責 任 者 _____

保 管 庫 の 設 置 場 所 _____

保 管 庫 番 号 _____

点 検 実 施 年 月 日 _____

点検事項		点検結果	要改善事項
①毒物等受払簿	記帳内容の確認		
	残量と現物との照合		
②保管庫の状況	金属製ロッカー等の有無		
	一般薬品等の混在の有無		
	施錠の有無		
	鍵の保管状況		
	地震等対策の有無		
	表示の有無		
③容器の状況	転倒防止対策の有無		
	表示の有無		
④保管の状況	使用見込みのない毒物等の有無		
《総合所見》			

